

杉並区告示第284号

子ども・子育て支援法第58条の2に基づく同法第30条の11第1項の確認があったので、同法第58条の11第1号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年7月10日

杉並区長 岸 本 聡 子

記

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
別紙のとおり
- 2 施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
別紙のとおり
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
別紙のとおり

＜杉並区民・杉並区外在住の方 共通＞ 杉並区 特定子ども・子育て支援施設等一覧(追加) 【一時預かり事業、病児保育事業等】

No.	区分	施設名	施設所在地		設置者名	確認年月日
1	一時預かり事業	doors南阿佐谷	杉並区	杉並区阿佐谷南1-11-9 Bell House Asagaya 101	株式会社マイドアーズ	令和8年6月25日
2	一時預かり事業	doors新高円寺	杉並区	杉並区梅里1-8-10 ドゥエル佐藤1F	株式会社マイドアーズ	令和8年6月25日

※「幼児教育・保育の無償化」の対象事業となり、3～5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの利用料が無償化されます。